

# ポケット六法の使い方 POCKET 2019

「六法」とは、もともとは憲法・民法・商法・民事訴訟法・刑法・刑事訴訟法の六大法典のことを指しますが、それらの法典を中心には収録した法典を意味する場合もあります。府庁省令は約三七〇〇件ほどありますが、ポケット六法はこのうち重要な法令二〇二件を厳選して収録しています。

現在効力を有している法律は約二〇〇〇件、政令は約二一〇〇件、

ここでは、六法の引き方や読み方をごく簡単に説明します。

## ● ポケット六法の引き方

### 〔法令名索引〕

収録法令をその五十音順に並べています。法令の正式な名称のほかに、通称や略称も掲げています。

### 〔目次〕

収録法令をその掲載順に並べています。

### 〔爪かげ〕

法令名略語  
憲法・行政手続法・民法・商法・会社法・民事訴訟法・刑法・刑事訴訟法・労働法分野・特許法・条約及び総合事項索引に、爪かけを付けています。

### 〔法令名略語〕

後に説明する総合事項索引や参考条文での引用を簡明にするためのものです。左から、法令名略語、法令名、掲載頁を記してあります。

### 〔総合事項索引〕

本書の全収録法令にわたる事項についての索引です。ある事項について調べたい場合、何法の何条（何項何号）を見ればよいのかが分かります。ここでの表示には法令名略語を使用しています。

## ● ポケット六法の読み方

### 〔収録法令〕

最高法規である憲法をはじめとして以下のものを収録しています。  
法律……衆議院と参議院の両議院で可決したときに成立します。  
政令……内閣が制定する命令です。

### 〔改正前の規定〕

前述のように公布された改正は織り込むことを原則としていますが、翌年の一月一日以降も有効な旧規定については、弊社ウェブサイトに掲載の「有効な改正前規定」をご覧ください。

規則……最高裁判所等が定めます。  
省令……各省大臣が発します。

条約……国際法により規律される国際的合意です。

### 〔原典〕

法令の原典は、官報と法令全書です。官報は、国の公文書その他公示事項を登載し周知させるための機関誌であり、法令全書は、官報で公布又は公示された事項を月ごとにまとめ、各種類別に編集して正確に収録したもので、ともに、独立行政法人国立印刷局が発行しています。

### 〔改正の織込み〕

法令の一部改正の場合、「第〇〇条中「□□」を「△△」に改める」という形で改正法令が公布されます。この改正規定の内容に従つて、もとの条文に改正を組み入れて新しい条文にすることを改正を織り込むといいます。本書では、公布された改正法令は施行日前でも本文中に織り込むことを原則としています（ただし、施行が平成三年四月一日以降となるものは、不便のないよう例外として本文に改正を織り込まず、改正後の規定を注記しています）。

### 〔基準日〕

この日までに公布された法令を織り込んでいます。ポケット六法の場合は、九月一日現在の内容となつており、国会の常会（通常国会）は、例年一月～六月頃に開会されますので、その年の常会で成立した法律の内容を織り込んでいることになります。召集される国会には、ほかに臨時会（臨時国会）、特別会（特別国会）があります。臨時会は、例年、秋から年末にかけて開かれますので、ポケット六法では前年の臨時会の内容も織り込んでいることになります。

